府中市の補助金等に関する見直し方針

1 目的

この方針は、社会経済情勢の変化や時代の経過に伴う市民ニーズの変化に対し、すべての補助金等について必要性や効果などを総点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、分権型社会を見据え、市民の自主的な活動を促進するための補助金制度に見直すことを目的とするものである。

2 見直しの基本的な考え方

既存の補助金等については、補助対象事業を客観的視点により評価することで、費用に対して効果が低下したもの、補助金等支出の積極的理由が薄れているもの、補助の目的や役割が達成されたものについては見直すこととする。

また、今後、期限設定による総点検の実施や第三者評価機関による評価を実施し、定期的に審査を行うこととする。これらの見直しによって生まれた財源を有効に活用して、市の施策の推進に寄与するとともに市民の市政参加意欲を高め、市民活動がより活発になるような新たな補助金を創設することとする。

3 見直しの方法

- (1) すべての補助金等の妥当性について
 - ア 補助金等の交付に関する評価基準の作成

補助金等の交付について公益性、公平性、効率性、自主性など、具体的な評価基準を作成する。

イ 評価の方法

評価基準に従って、市が関与する必要性や費用対効果、事業の目的達成度など、客観的な観点から統一的に事業所管課が評価を行うものとする。

ウ審査の方法

事業所管課の評価結果をもとに、補助金等審査委員会において継続交付すべきもの、減額交付すべきもの、廃止すべきもの、補助事業以外に 見直すべきものに審査し、予算に反映するものとする。

(2) 見直しの区分について

ア 高率補助金

補助金等は、市民や団体などが、自主的に公益性を有する事業を行う ことに対する財政的支援であることを基本とし、補助率については、原 則として補助対象事業経費の2分の1以下とする。ただし、国及び都の 制度やその他法令等により市の補助率が決定されるものなどは除くものとする。

なお、市の政策的な判断等により、2分の1を超えて補助する場合には、評価の中で補助事業として行う妥当性・必要性などを再度、検証することとする。

イ 長期間継続補助金

20年以上継続して交付されている補助金等について、時代背景や社会経済情勢の変化などの観点から検証し、スクラップアンドビルドの考え方も含めて見直すこととする。

また、長期間、団体の運営費補助を受けているにもかかわらず、自主・ 自立が認められない団体への運営費補助についても見直すこととする。

ウ その他の補助金

ア及びイ以外の既存の補助金等の中で、評価の結果、当初の補助目的を達成したと評価された補助金等やその効果が低くなったと評価された補助金等については、スクラップアンドビルドの考え方も含めて見直すこととする。また、補助対象件数・金額が少ない補助金等についても、効率性や必要性などの観点から再度、検証し見直すこととする。

③ 今後の補助金制度について

ア 期限設定による総点検の実施

補助金等の交付期間は原則として単年度で終了するものであるが、その補助目的に応じて継続交付が必要となる場合においても、補助金等の交付が、前例踏襲、長期継続・固定化、既得権化していかないよう、3年ごとに目的達成度等の観点から総点検を実施し、継続交付、廃止などの見直しを行うものとする。なお、今後の新規補助金等の交付期間は、原則として3年の期限を設定するものとし、効果等が短期的に問われるものについては、2年以内の期限とする。

イ 第三者評価機関の設置

補助金交付の審査や採択などがより客観的に実施され、補助金制度の 適切な運用が図られるようにするため、市民、学識経験者等による第三 者評価機関を設置し、原則として継続補助金等について、市の示す評価 基準に基づき評価を依頼し、パブリックコメントを受けるものとする。

設置時期については、原則として3年ごととし、補助金等審査委員会 は、第三者評価機関の評価を参考に審査するものとする。

また、委員の選考基準、人数等については、今後検討するものとする。

ウ 公募型補助金の導入

社会経済情勢などによる時代の変化や市民ニーズに対応した必要性の高い事業を、時期を逃さず市政に反映するとともに、また、まちづくりに関する市民の参加意欲を高め、新たな市民活動を促進させることを目的として、公募型補助金を導入するものとする。

公募型補助金の分類は、「府中市補助金検討協議会報告書」で提案されている市民提案型(市民・団体の提案)パートナーシップ型(市と市民・団体が連携)府中ブランド発信型(市の提案と市民・団体の提案)の3類型を中心に検討することとする。

エ 情報公開の強化

補助金等は、市民の税金が充てられている市の補助事業であることから、市民に対して、各補助制度のPRを積極的に実施するものとする。また、補助対象事業の事後評価結果など補助金等に関する情報は、原則として公開していくこととする。